



しながわの

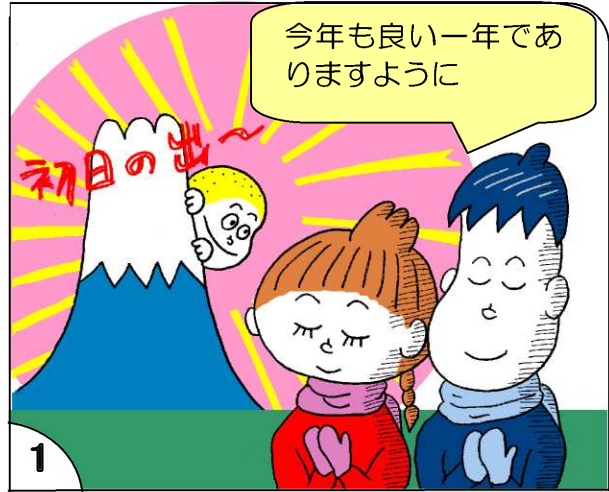
第14号

区税だより

1月31日は
特別区民税・都民税
第4期の納期限です

平成23年1月15日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

始まり
始
ま
り
ま
す
!



今年も住民税の申告が

申告受付

平成23年2月16日(水)~3月15日(火)
8時30分~17時(火曜のみ19時まで)
品川区役所 本庁舎4階にて
※上記期間内の日曜日でも受付できます。
※土曜日は受付できません。

申告をされないと、納税・課税・非課税証明書が発行できません

※これらの証明書は、年金・児童手当、シルバーパス・公営住宅の申請や資金融資の時などに必要です。

申告しなくてよい方

平成23年1月1日に、品川区に住所がある方
※収入のなかった方も申告が必要です。

ただし



税務署に確定申告をする方



給与所得者で、勤務先から区へ給与支払報告のある方



年末調整や確定申告等の扶養者欄に記載されている方

回覧

平成22年度(第44回) 中学生の「税についての作文」 優秀作品のご紹介

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「中学生の『税についての作文』」の優秀作品選考があり、入賞作品が決定しました。

今号では、優秀作品のうち、品川区長賞を受賞されました2作品をご紹介します。



品 川 区 長 賞

「税金の使われ方」

荏原第五中学校九学年

上倉 海月

私は、幼い頃、よく熱を出して小児科を受診したそうです。すぐ下の弟は肺炎で入院したことがあります。末の弟は生後一ヶ月で、救急車で病院に運ばれました。母は喘息の医療証をもっており、本当は高額な医療費がかかるところを安心して治療を受けることができます。祖母は、動脈瘤が破裂して、一刻を争う状態になり、救急車で病院に運ばれて一命を取りとめました。今、私達が元気でいられるのは、税金によるところが大きいと思います。医療費の一部は税金によるものだからです。私達が風邪をひいて小児科にかかるのも、感染症にかからないように受ける予防接種も、祖母が乗った救急車の出勤も、全て税金の一部が使われているのです。安心して、健康な生活を送れるのは税金のお蔭です。もし、全てが自己負担であったとしたら、病気になっても、病院にかからず我慢する人が増え、その結果、手遅れになってしまったり、命をおとしたりする人が増えるだろうと思います。病気やケガで救急車を呼べない人が増えることも、命を失う人が増えることになると思います。日本の国民が、健康で、幸せな生活を送れるのは、税金のお蔭であるということを忘れてはなりません。

世界には、貧しくて、水も飲めるような安全なものではなく、道路も整備されておらず、病院の数も少ない上に、薬や医療器材も十分ではない国が多くあります。日本であれば助かる命も、失われています。

日本は平均寿命が女性は世界一位、男性は五位で、年々長くなっています。しかし、開発途上国では、感染症が多く、また、医療の水準が低いため、乳幼児の死亡率が高く、平均寿命が低くなっています。そのような国を援助するのにも、日本国民が納めた税金の一部が使われています。開発途上国に対して、ダムや道路の整備、病院の建設、薬や医療器材を送るなどの支援を行っているのです。日本の国民が納めた税金が、私達日本人のためだけでなく、世界の困っている国の人々を助けるために使われていることを誇りに思います。私達も、小さいけれど、力になっているのかと思うと、嬉しく思います。これからも、開発途上国の国の人々が、健康で安全な生活を送っていただけるように、支援を続けていってほしいと思います。

買い物の時にかかる消費税、父や母が働いてもらう収入にかかる所得税など、色々な税金があり、納めた税金は医療費だけでなく、私達の生活全てに関わる場所に使われています。また、私達の暮らしのためだけでなく、世界の貧しい国の人達の生活にも役立てられています。大切な命のため、安全で幸せな暮らしのために使われている税金について、もっと意識していかなければなりません。私も働くようになったら、税金を納めることで、世界の人々が安全に暮らしていけるような手助けをする一員になればと思います。

【荏原税務署管内】

品川区長賞

「税について」 東海中学校九学年 高岡 英莉

税とは何か。私は今まで税について深く考えたことはありませんでした。どうして国のために税金を払わなくてはいけないんだろう。ずっとそう思っていました。

しかし今回、税について資料を読んだり調べたりして、私の考えが間違っていたことが分かりました。また、私には税についての知識がほとんどなかったことにも気付きました。税金は国のために払っているんだと私は思っていました、それは違いました。確かに私たちは税金を納めていますが、それは私たち国民が暮らしていくために使われているということを知り、税に対する考え方が変わりました。「国のため」ではなく、「国民のため」に税金は使われていたのです。今まで買い物をする時に払っていた消費税にさえもあまり良いイメージを持っていませんでしたが、私たちが払っているその税金で平和に暮らすことができているんだと知ることができました。

また、税金の種類についても詳しく知ることができました。国に納める税金の他に、各都道府県に納める税金、市区町村に納める税金。更にその中でも細かく分かれていて、私たちの生活に様々なところで関係していることが分かりました。学校や病院、道路など、私たちは税金のおかげで安全に、豊かに生活ができています。私たち国民が生きていく上で、税金は本当に大事なものだ気が付くことができました。

今、日本はとても豊かで平和な国です。道もきれいに整備されていて、子供が学校に行って勉強をして、毎日きれいな水を使い、何不自由なく生活を送っている人がほとんどだと思います。しかし、この「あたりまえ」の生活は、私たち国民が税金を納めているからこそ「あたりまえ」になるのです。私たちが税金を納めなければ、どうやって日本の平和を保っていくのでしょうか。私たちは日々の生活の中で常に税金に助けられているということ、毎日笑顔で暮らすことができるのは税金のおかげだということを忘れず、「納税の義務」をしっかりと理解することが、今の私たちにもこれからの未来にも必要なことだと私は思います。今はまだ中学生で、税金を自分で納めているわけではありません。それでも学校に行くことができ、医療費も品川区の税金で負担してもらっています。まだまだ税について知らないことがたくさんあり、それらを知ることが将来税金を納める時にとても大切だと思います。税とは私たちの生活になくってはならないものであり、今の日本を支えている柱である。私はこのことを含め今回学んだことを常に頭の中に置き、大人になってからも税について考えていこうと思います。

【品川税務署管内】

他の入賞作品受賞者をご紹介します

【荏原税務署管内】

☆東京国税局管内納税貯蓄組合 連合会優秀賞	荏原第六中学校	伊藤雪乃
☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞	荏原平塚学園	高橋英里香
☆荏原税務署長賞	荏原第一中学校 戸越台中学校	赤塚綺華 伊藤千尋
☆東京都品川都税事務所長賞	荏原第一中学校	笠原レミン
☆品川区教育長賞	荏原平塚学園	佐藤美波
☆荏原納税貯蓄組合連合会長賞	荏原第一中学校 荏原第三中学校 荏原第四中学校 荏原平塚学園	佐藤優太郎 川島勇人 大井涼介 成澤宏美
	佐藤貴美子 絵面美穂 平澤名津美 吉澤 彩	

【品川税務署管内】

☆東京国税局管内納税貯蓄組合 連合会優秀賞	攻玉社中学校	加藤拓実
☆東京都知事賞	日野学園	三谷紗季子
☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞	東海中学校 攻玉社中学校	山本千尋 吉田堯史
☆品川税務署長賞	攻玉社中学校 大崎中学校	水越康平 大塚未晴
☆東京都品川都税事務所長賞	大崎中学校	望月梨乃
☆品川区教育長賞	伊藤学園	金子鈴香
☆品川納税貯蓄組合連合会長賞	立正中学校 鈴ヶ森中学校 浜川中学校 大崎中学校 伊藤学園 日野学園	須崎仁慈 勝部彩子 牧田 梢 須賀真之 加藤有紀 山口茉莉
	攻玉社中学校 富士見台中学校 城南中学校 八潮学園 東海中学校	上田将太郎 齋藤すみれ 栗田悠夏 三澤誠也 高橋しおり

知っていますか医療費控除のこと？

医療費控除の計算方法は？

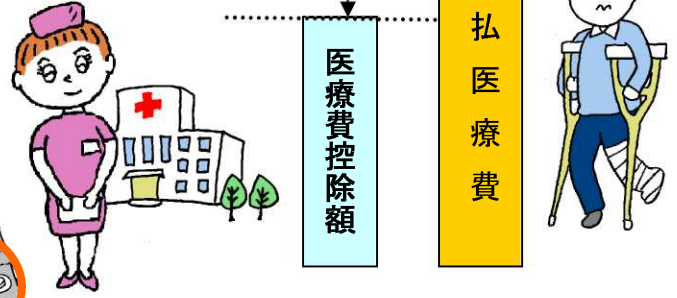
$$\text{医療費控除額} = \text{支払医療費} - (\text{補てん額} + 10\text{万円})$$

- * 1 補てん額とは保険から給付される金額等のことです。
- * 2 総所得金額等が200万円未満の方は10万円ではなく、その金額の5%です。

補てん額+10万円

医療費控除額

支払医療費



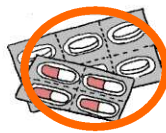
対象になる医療費とは？



医療保険の自己負担分



通院に必要な
交通費 * 3



治療のために購入
した薬代

* 3 交通費は、
領収書がない場合には日付や金額のメモ
でも可能です。



個人の都合で利用し
た差額ベッド代



健康診断の費用



ビタミン剤
の購入費用

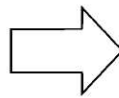


医療費控除を受けるには？

領収書を添付の上、税務署に確定申告をしてください。
確定申告が不要な方は品川区へ都民税・区民税の申告をしてください。ただし、都民税・区民税
が非課税の方は減額の効果はありませんので医療費控除の申告の必要はありません。

オートバイや軽自動車をお持ちの方へ

- ①車両を**廃棄**または**譲渡**したとき
- ②車両やナンバープレートが**盗難**にあったとき
- ③お引越しなどで**品川区外に住所を変更**するとき



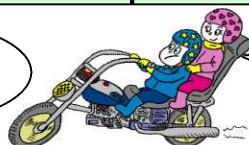
左記の①～③のいずれかに該当し、
まだお届けがお済みでない方は、
廃車等のお手続きが必要です。

上記に該当される方は、2011年3月31日までに必ずお手続きをお願いします。

車種	125cc以下の原付バイク 小型特殊自動車	126cc以上のオートバイ	軽四輪(乗用・貨物) 軽三輪
窓口	品川区役所税務課	関東運輸局 東京運輸支局	軽自動車検査協会
所在地	品川区広町2-1-36	品川区東大井1-12-17	港区港南3-3-7
TEL	03-5742-6667 軽自動車税担当	050-5540-2030 (自動車登録ヘルプデスク)	03-3472-1561 東京主管事務所



毎年4月1日
現在、



ご登録の
ある車両に



軽自動車税が
かかります！

住民税相談のご案内

受付時間 月曜～金曜 午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

- 課税に関すること TEL (5742) 6663～6
- 納税に関すること TEL (5742) 6671～3
- 収納に関すること TEL (5742) 6669
- 納税・課税証明書 TEL (5742) 6662

